

京丹後市アウトソーシング推進に関する指針改訂概要

1 改訂理由

令和3年度を取組期間の初年度とする行財政改革大綱（以下「第4次大綱」という。）に合わせて、実情に即した内容に改訂するもの。

2 改訂の主な内容

(1) 労働者派遣の削除

アウトソーシングの1つとして労働者派遣を定義していますが、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度への移行に伴い、労働者派遣に替わり会計年度任用職員を活用していることから削除するもの。

※ 庁舎便の配送業務等については、シルバー人材センターから派遣を受け入れています。高年齢者の雇用の安定を目的としているため、アウトソーシング推進の必要性と異なります。

(2) 業務モニタリングの修正

第3次行財政改革推進計画の取組内容で「業務委託のモニタリングによる行政サービスの向上や業務の効率化の推進」、目標として「モニタリング実施に向けたマニュアルの改訂」を掲げていますが、検討を行った結果、委託業務数が膨大であるなどの課題があり、モニタリングを実施することによって経費及び人的負担の増加が見込まれることから改訂を見送ることとしているため、指定管理者のモニタリングに特化した内容に修正するもの。

※ 第4次行財政改革推進計画の取組項目としても上記理由から掲げていない。

※ 指定管理者のモニタリングについては、指定管理者モニタリングマニュアルを平成24年3月に策定しモニタリングを実施している。

(3) その他

① アウトソーシング推進の必要性

- ・第4次大綱の「現状と課題」と整合させるため修正するもの。
- ・AI・RPA等の技術によりマンパワーを代替する考えを第4次大綱で掲げて

おり、アウトソーシングを実施する上で、ICTの活用も併せて考える必要があることから、「外部の持つ専門的な知識やノウハウを有効に活用」の前に「ICTを活用した業務効率化を進めるとともに」を追加するもの。

② 現状と課題

- ・現状としてアウトソーシングできる余地がなくなりつつあり、第3次行財政改革大綱期間中に大きな進展がなかったことから、「現状」を「経緯」に修正するもの。

3 改訂後の指針の施行期日 令和3年4月1日